

交通事故等の第三者行為 該当レセプトの記載に関するお願い

交通事故等による第三者行為で請求する場合は、レセプトの**特記事項欄**へ「**10 第三**」と記載していただくようお願いいたします。

※ 特記事項欄へは、厚生労働省「診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日付保険発第82号）」により記載することとされております。

また、第三者行為とそれ以外の請求点数を区別する必要がありますので、**摘要欄**に「**第三者行為対象外点数**」又は「**第三者行為対象点数**」の記載も併せてお願いいたします。

＜第三者行為の例＞

交通事故

他人の動物にかまれた

スキー・スノーボードなどの衝突や接触事故

※ 自損事故は対象外です。（ただし、自損事故の同乗者は対象になります。）

診療報酬明細書 (歯科)		令和 年 月 分	都道府 医療機関コード 県番号	3 1社・国 2公費	3後期 4退職	1単 23 3	1独 2併 3併	2本 4家 6	8高外 0高外 7	10 9 8 7 ()	様式第三
公費負担番号			公費負担番号			被保険者証・被保険者 手帳等の記号・番号			(枝番)		
氏名		特記事項		届出		10 第三					
職務上の事由		1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害				第三者行為による治療が終了しましたら 削除してください。					
傷病名部位		診療開始日		年月日		診療 実日数		日(日)			
初診		264		時外(85)		休日(250)		深夜(480)		乳(40)	
再診		56		時外 65×		休日 190×		深夜 420×		乳 10×	
管理・リハ		歯管 80・100+10+40+260+50+		義管 190・230		実地割 80・100		P 同録		× ×	
摘要		第三者行為対象外点数		〇〇点		又は「第三者行為対象点数		〇〇点」の いずれかを記載してください。			